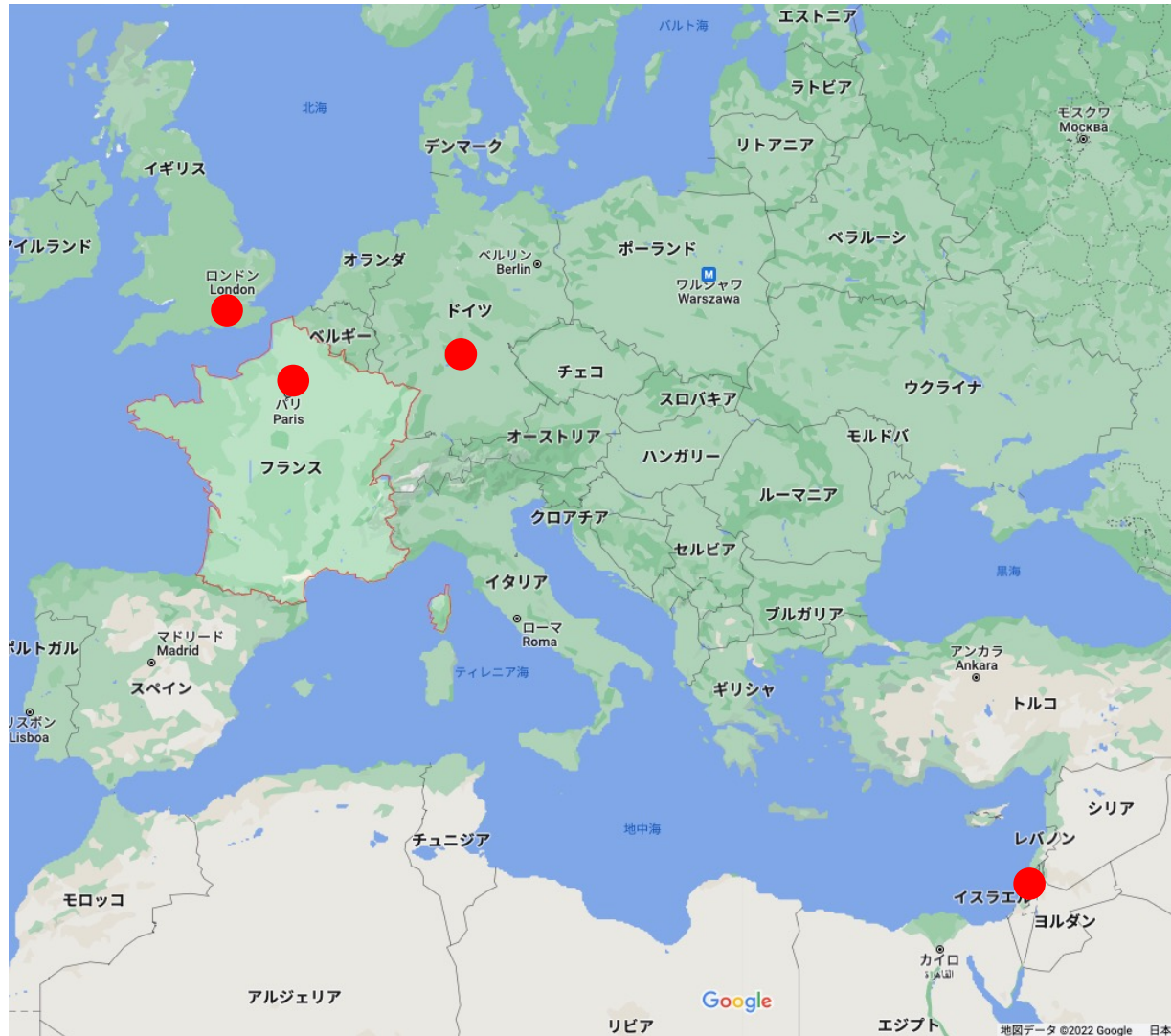


海外視察報告 第1弾

歴訪4か国



イスラエル



ドイツ



イギリス



フランス

2022年9月4日（日）～18日（日） @イスラエル、英、独、仏

1. 表現の自由

- ① フランスの文化省との意見交換
- ② ドイツやフランスの海賊版対策・デジタルアーカイブ政策

2. デジタル・最先端技術

- ① イギリスのNHSによるPHRについての調査
- ② イスラエルの技術政策・ベンチャー政策
- ③ フランスのダッソー本社での意見交換

3. 子ども政策・孤独孤立対策

- ① フランスの少子化対策
- ② イギリスのOFSTEDや社会的処方の方の責任者との意見交換

イスラエル

イスラエル：最先端技術・ベンチャー政策

- 軍事技術と民生転用が盛んであり、ハイテク企業の資金調達が順調
- 高校卒業後の兵役義務がハイテクベンチャーのエコシステムを支えているという側面
- サイバーセキュリティ大国であり、国を挙げて人材育成・産業発展を推進
- 世界中がイスラエルへの投資を拡大
※ 日本は約3400億円(15.8%)
- 名だたるグローバルIT企業がイスラエルに進出し研究・開発拠点を開設
- イスラエルのベンチャーは最初からアメリカ市場・世界市場を狙っている



イギリス

イギリス：NHS（国民保健サービス：National Health Service）

- GP(かかりつけ医)への登録制度があり、NHSナンバーが割当てられている
 - ※ NHSが個人の医療情報を管理するための番号で生涯使用される
- 電子カルテ普及率はほぼ100%
- PHRの取組みが推進されている
- ワクチン接種などはNHSから個人宛での連絡が届く
- NHSによってEBM・EBPMが推進
- イギリスの医療は基本無料であるが、GPへの予約が取りにくいといった点や医療費抑制等が課題



ドイツ

ドイツ：国立図書館（DNB）フランクフルト・アム・マイン館

- 納本制度が有り(1913年以降の資料を収集、2006年からはボーンデジタル資料も収集)
- ボーンデジタル資料の処理は自動化が進められている（出版社：マスメソッド、その他：シングルアイテムメソッド）
- 紙資料デジタル化は23万点(1%弱)
 - ※ **CDデジタル化は77万点**
 - ※ 絶版・アウトオブコマースの紙資料であっても、民間がデジタル化できるものは民間に任せなくてはならない
- ヨーロピアーナは、基本的には著作権の問題がない資料のみを対象



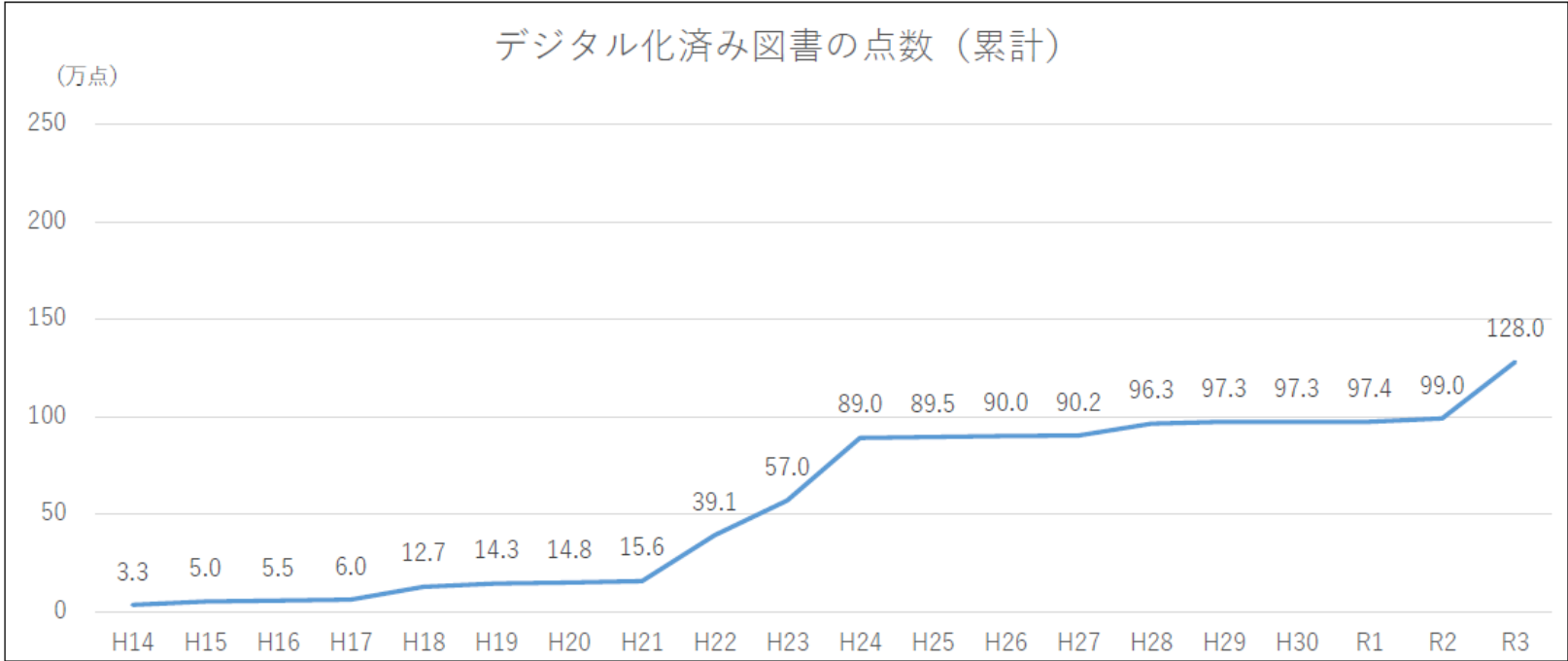
ドイツと日本の納本制度の比較

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	カナダ	日本
納入義務者	出版者	頒布者	出版者、印刷者及び輸入者	著作権者又は排他的発行権者	出版者	出版者
納入部数	英国図書館に1部。他の法定納本図書館5館は、出版者に納本を求めることが可能。	国内出版物は原則2部、国外で出版されたドイツ語出版物等は1部	1部	2部	原則2部	1部
補償の有無	無償	原則無償	無償	無償	無償	有償

国立国会図書館による「図書資料」デジタル化の現状

	令和 3 年度末時点の 所蔵資料数	(うち 2000 年までに 刊行された資料数)	デジタル化済み 資料数 (令和 4 年 8 月時点)
国内刊行図書	539 万点	268 万点	128 万点 (＊)

＊令和 3 年度補正予算（第 1 号）に基づくデジタル化で 32 万点増加する予定。



国立国会図書館による「非図書資料」デジタル化の現状

	令和3年度末時点の 所蔵資料数	デジタル化済み資料数 (令和4年8月時点)
アナログ録音資料 (カセット、レコードなど)	316,000 点	19,000 点
アナログ映像資料 (レーザーディスク、VHS など)	32,000 点	13,000 点

	令和2年7月時点の 所蔵資料数	マイグレーション済み資料数 (令和4年3月時点) (*)
磁気ディスク (フロッピーディスク 等)	12,400 点	10,984 点
CD、DVD、Blu-ray Disc	873,400 点	361 点
その他光ディスク (MD 等)、半導体 メモリ等	4,600 点	710 点

*このうち、準備が整い「国立国会図書館デジタルコレクション」から閲覧提供できているものは約300点 (令和4年9月時点)。その他は長期保存用光ディスクを用いて提供。

CD等のデジタル化は、わずか361点 (0.04%) のみ！

CD等の早急なデジタル化（マイグレーション）の必要性

Q 光ディスク、ハードディスク、フラッシュメモリーは何年くらい使い続けられますか？

A CD、DVDなどの光ディスク、ハードディスク、USBメモリー、メモリーカードなどのフラッシュメモリーは、時間の経過や使用にともなって劣化するため、適切な環境で保管したとしても媒体としての寿命があります。これらの電子情報の記録媒体は歴史が浅く、その寿命に関して確かなところはわかりませんが、加速劣化試験（製品を過酷な条件下に置き、意図的に劣化を進めて製品寿命を検証する試験）の結果などをもとにして、一般的には以下のような寿命が推定されています。

- 光ディスク（CD、DVDなど）

10年以上。保管環境やディスク品質によって左右されますが、条件が良ければ20～30年は使えるとされています。

- ハードディスク

5年程度。精密機械なので、故障により使えなくなることがあります。衝撃や振動を避け、適切な温度管理をすることが必要です。

- フラッシュメモリー（USBメモリー、メモリーカードなど）

データ保持期間は10年程度、データの書き換え可能な回数は1～10万回程度。

参考：大島茂樹, 光/磁気ディスク、フラッシュメモリの劣化と寿命, カレントアウェアネス, 2009, (299), p.7-10.

CD等の光ディスクの寿命は20～30年！？



世界初の音楽CDの登場は1982年（40年前）



早急に対処しなければCD等を後世に継承できなくなる

参考：世界初の音楽CDは？



出典：タワーレコード

<https://tower.jp/item/3067909/The-Visitors-%EF%BC%9A-Deluxe-Edition-%EF%BC%BB-%EF%BC%8B-DVD-%EF%BC%BD>



出典：タワーレコード

<https://tower.jp/item/1909016/%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%83%A8%E3%83%BC%E3%82%AF52%E7%95%AA%E8%A1%97>

1982年8月17日、世界初となる商用音楽CDが**製造**されました。栄えある第1号タイトルに選ばれたのは**ABBA**のアルバム「**The Visitors**」です。

しかし、世界で初めて販売された商用音楽CDは「The Visitors」ではありません。「**The Visitors**」が販売された**10月15日**よりひと足早く、**10月1日**に**ビリー・ジョエルのアルバム「ニューヨーク52番街」**が**販売**されたのです。そのため、世界初のCDを出したのはABBAなのかビリー・ジョエルなのかは人によって意見がわかれます。

参考：CD新譜数の推移（一般社団法人日本レコード協会より）

年		8cmCD	12cmCD
1982	(昭57)		
1983	(昭58)		788
1984	(昭59)		2,097
1985	(昭60)		4,546
1986	(昭61)		6,719
1987	(昭62)		8,772
1988	(昭63)	2,468	9,053
1989	(平元)	2,780	12,155
1990	(平2)	2,549	14,203
1991	(平3)	2,933	16,451
1992	(平4)	2,502	15,135
1993	(平5)	2,556	15,697
1994	(平6)	2,761	15,527
1995	(平7)	2,592	15,722
小計		21,141	136,865

↑
**30年以上前の新譜数
10万点以上
※ 寿命の危機！？**

年		8cmCD	12cmCD	
			シングル	アルバム
1996	(平8)	2,540	371	16,385
1997	(平9)	2,431	428	15,497
1998	(平10)	2,659	599	15,208
1999	(平11)	1,795	1,225	12,573
2000	(平12)	929	1,760	11,333
2001	(平13)	575	1,904	10,808
2002	(平14)	557	1,677	10,734
2003	(平15)	419	2,094	10,933
2004	(平16)	21	2,581	12,019
2005	(平17)	3	2,769	14,136
2006	(平18)	3	2,954	15,377
2007	(平19)	1	2,977	16,146
2008	(平20)	1	2,917	15,823
2009	(平21)		2,860	15,054
2010	(平22)		2,718	11,305
2011	(平23)		2,945	10,382
2012	(平24)		3,451	11,625
2013	(平25)		3,516	13,012
2014	(平26)		3,521	12,475
2015	(平27)	2	3,807	11,725
2016	(平28)		3,887	10,900
2017	(平29)		3,517	9,867
2018	(平30)	3	3,378	8,978
2019	(令元)	3	2,991	7,657
2020	(令2)	7	2,290	5,929
2021	(令3)	2	2,219	7,270
小計		11,951	65356	313,151

**8cmCDの新譜数
33,092点
+
12cmCDの新譜数
515,372点
↓
CD全体の新譜数
548,464点**

危険状態のCD数

30年前(1992年)まで
⇒ 103,151点

20年前(2002年)まで
⇒ 269,994点

出典：一般社団法人日本レコード協会
オーディオレコード 種類別新譜数の推移（1957年～）を加工
https://www.riaj.or.jp/g/data/others/sp_a.html

フランス

フランス：省庁間デジタル局

- 省庁間デジタル局は2019年に設置されたばかり(以前は各省庁ごとにDXを推進)
- フランスでのDX推進の軸
 - i 公務員の仕事の効率化
 - ii 支給ツールの決定
 - iii 国とユーザーの関係構築
 - iv 行政データの価値向上
- 国民の統一番号がない
 - ※ 住民登録制度もない
- ベースレジストリの整備が進んでいないがフランスコネクトによって利便性向上を図っている



省庁間デジタル局長グザビエ・アルブイ氏



フランス：文化省

- フランスには、パロディ文化はあるが(条文もある)、日本のような二次創作文化はない
- **表現の自由は、差別禁止の枠内で規制を受ける**
- 欧州では明らかに青少年の性描写がある作品の出版はあり得ない（漫画を含む）
- 海賊版対策をしており、正規版流通促進とEU7か国及び米加での共同対策
- 文化省予算は桁外れの40億ユーロで手厚い文化・芸術支援（コロナ廃業なし）



文化省大臣補佐官マチュー・フルネ氏



フランスにおける表現の自由（差別表現は制約を受けることが前提）

フランスにおいては差別禁止・平等保障が極めて重要なものとされており
フランスにおける表現の自由は、差別禁止の枠内で規制を受ける

第五共和国憲法（1958年）

前文

フランス人民は、**1789 年の権利宣言により定められ、1946 年憲法の前文により確認され補完された人の権利と国民主権の原理への愛着を厳粛に宣言する。**

これらの諸原理および諸人民の自由な決定の原理に従い、共和国は、共和国に結合する意思を表明する海外領土に対し、自由、平等、友愛の共通の理想を基礎とし、かつ、その民主的進展を目指して構想される新たな諸制度を提供する。

第 1 条

フランスは、不可分の非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。**フランスは、出生、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。**フランスは、すべての信条を尊重する。

権利宣言（1789年）

第 1 1 条

思想および意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、**法律により定められた場合にこの自由の濫用について責任を負うことを除き、自由に発言し、記述し、印刷することができる。**

フランスの差別表現規制

出版自由法

(出版の自由に関する1881年7月29日法)

- ・生命への侵害、人格への侵害、性的暴力、窃盗、恐喝および個人に故意に危険を及ぼす破壊、損壊、損傷行為の教唆を、1年の禁固刑及び4万5000ユーロの罰金あるいはいずれかで処罰(第24条第7項)
- ・個人または集団に対する、出自または特定の民族、国民、人種、宗教への所属あるいは非所属を理由とした憎悪(ヘイト)または暴力の教唆を、1年の禁固刑および4万5000ユーロの罰金あるいはいずれかで処罰(第24条第8項)

プレヴェン法

(人種差別との闘いの1972年7月2日法)

- ・個人または集団に対する、出自または特定の民族、国籍、人種あるいは宗教への所属あるいは非所属に基づく差別、侮辱または中傷を軽犯罪として処罰。
- ・これにより、人種差別が犯罪として刑法上の罰則の対象化。

ガイソー法

(全ての人種差別的、反ユダヤ主義的、排外主義的行為の抑止を意図する1990年7月13日法)

ナチスによる人道に対する罪、とりわけユダヤ人の集団大虐殺（ホロコースト）の否定を犯罪として処罰。

創造の自由、建築及び文化遺産に関する法律 (2016年7月7日成立)

【背景】

- 一部地方議員や団体による多様な価値観を表現する芸術作品の流通を阻止しようとする動きの増加
- 2015年1月のシャルリー・エブド編集部襲撃事件以来、フランスを標的としたテロリズムが相次ぐ中、宗教的にセンシティブな問題を扱った作品を避けようとする自己規制が一部の文化施設に見られた

【概要】

- UNESCOの2005年「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」を踏まえ、芸術の自由及び文化的表現の普及の自由の保護を明記した法律
- アーティスティック・クリエーションを支援するためのもの
- 第1条は、**芸術的創造が自由であることを宣言**
- 第2条は、**芸術的創造の普及の自由を規定**
- **芸術の自由を阻害する行為を、1年の禁固刑、1万5千ユーロの罰金刑で処罰**
- **芸術家を育む環境の整備を規定**
⇒ この規定を受け、音楽業界におけるオンブスマンの設置、芸術家の労務条件の明確化などの政策が進んだとされている

フランスの児童ポルノ規制

**フランスを含む欧州では児童の性的虐待に対して極めて厳格であり
明らかに青少年の性描写がある作品の出版はあり得ない（漫画を含む）**

フランス刑法典 (第227-23条)

- ① **未成年者の画像または描写がポルノ的性質を有しているとき、頒布する目的をもってそれらを制作、保存または伝播する行為を、5年の禁固刑および7万5000ユーロの罰金で処罰**
- ② **特にそれらが15歳以下の未成年の画像または描写であって、頒布の目的を伴わない場合を、5年の禁固刑および7万5000ユーロの罰金で処罰**
- ③ **方法のいかんを問わず、それらの画像または描写を提供、公開、頒布、輸入、輸出する行為を、5年の禁固刑および7万5000ユーロの罰金で処罰**
- ④ **未成年者のそれらの画像または描写を不特定多数の公衆に向けて電子通信ネットワークを介して頒布する行為を、7年の禁固刑および10万ユーロの罰金で処罰**
- ⑤ **それらの画像または描写を提供する公衆向けのオンラインサービスを習慣的もしくは対価を支払って閲覧する、または、方法のいかんを問わず、それらの画像または描写を入手、所有する行為を、2年の禁固刑および3万ユーロの罰金で処罰**
- ⑥ **上記行為が集団によって行われた場合を、10年の禁固刑および50万ユーロの罰金で処罰**
- ⑦ **上記行為の未遂を、既遂の場合と同等の罰則で処罰**
- ⑧ **身体的に未成年の外観を呈する人物のポルノ画像について、当該人物がその画像の作出時に18歳であったことを立証できない場合を、該当項と同等の罰則で処罰**

※ フランス刑法典には「児童ポルノの定義はなく、解釈上、实在児童のみならずヴァーチャルな児童ポルノについても含まれるとされている」ようである（[曽我部真裕教授](#)）

フランスのパロディ規定は、

- ①ユーモアの意図があること、②混同のおそれがないこと、③当該分野の決まりの要件をすべて満たしたときにのみ適用がある。

ファン活動としての二次創作にはパロディ規定の適用は難しい

知的所有権法典

第122の5条

- 1 著作物が公表された場合には、**著作者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。**
 - (1)～(3) 略
 - (4) **パロディ、模作**及び**風刺画**。ただし、当該分野のきまりを考慮する。
 - (5)～(11) 略
- 2 この条に列挙する例外は、著作物の通常の利用を害することはできず、また、著作者の正当な利益を不当に害することもできない。
- 3 この条の適用方法、特に第3号d)に規定する資料の特徴及び頒布の条件は、コンセイユ・デタのデクレによって明定される。

※ パロディ：文学的作品を風刺的に滑稽化した作品

※ 模索（パステシユ）：他の作家の作品から借用されたイメージやモチーフ等を使って造り上げられた作品

※ 風刺画（カリカチュア）：特徴を誇大に表現して、滑稽さをもたせた肖像等の絵

※ フランス知的所有権法典では、上記3つは区別の実益がないことから、それぞれの定義についてはそれほど重要ではない。

フランス：文化省前での撮影／フランス省庁間デジタル局のツイート



Nous recevions aujourd'hui une délégation japonaise pour une rencontre autour de la [#transformation](#) [#numérique](#) dans le secteur public.

L'occasion d'échanger ensemble sur nos services, l'utilisation des données, le respect de la vie privée, la formation et le recrutement.

[ツイートを翻訳](#)



Xavier Albouyさんと他6人

午前2:44 · 2022年9月15日 · Twitter for iPhone

出典 : https://twitter.com/_DINUM/status/1570106194580086788

フランス：ダッソー本社

- ダッソー社は、製造業・医療・インフラを主な事業分野とするフランス企業(売上50億ユーロ、185国で活動)
- データドリブンパブリックポリシーの推進
 - i リアルタイムでのデータ把握・共有
 - ii データに基づくモデリングとシミュレーションによる科学的予測
 - iii 科学的予測に基づく政策決定ex.コロナ感染シミュレーション
- バーチャルでの臨床試験の推進
- 米FDAとの心臓デジタルツインの開発
- サイバーセキュリティの進展とデジタルトラストの向上

